

# 石川臨床インプラント学術研究会

*Ishikawa Academic Research Society of Clinical Implantology (ICCI)*

## 会則

### ■ 第一章 総則

#### 第1条

##### (名称)

当研究会は、石川臨床インプラント学術研究会と称し、英語表記は Ishikawa Academic Research Society of Clinical Implantology であり、英文略称を ICCI とする。以下文中は本会とする。

#### 第2条

##### (趣意)

本会は、口腔機能が損なわれた患者に対して、インプラントを中心とした口腔機能の審美的回復を目的とする。そのために優秀なインプラント医の育成に努めることを最大の事業とする。

#### 第3条

##### (事務局)

当研究会の事務局は役員の所属する医療機関内におく。

### ■ 第二章 目的および会員

#### 第4条

##### (目的)

当研究会は、口腔領域におけるインプラント療法および口腔・咀嚼機能の回復のため臨床的研究を推進する。また、この領域における正しいインプラントの知識と県民から信頼される良質な治療の普及を図り、もって治療の発展と口腔機能の回復によって県民の健康増進に寄与することを目的とし、次の事業を行う。

##### (事業)

総会講演会、定期講演会およびインプラント適塾の開催

総会は特別講演会とともに毎年年度末の3月に開催する。8月には本会主催で、北陸インプラント歯周再生セミナーとして北陸4県のインプラント研究

会から会員を招聘し開催する。また、若手の育成のためインプラント適塾を毎月開催する。以下に活動の詳細を列記する。

- (1) 全国的な学術大会、研究会、講習会等への出席開催、発表
- (2) インプラント専門医の育成
- (3) 国内外の関係諸団体との連携及び交流事業
- (4) 毎月第3火曜日の 20 時から 21 時までインプラント適塾を開催
- (5) 若手インプラント臨床医の育成を目的に本会から研修機関への紹介
- (6) インプラントに精通した歯科技工士および歯科衛生士の育成

#### **第 5 条** ( 入会 )

1. 正会員又は賛助会員として入会しようとするものは、役員会において別に定めるところにより、入会の申込みを行うものとする。
2. 入会は、役員会において入会者の適正を判断しその可否を決定する。

#### **第 6 条** (正会員の会費)

会員は、当研究会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、年会費は定める額を支払う義務を負う。一般会員入会金なし。年会費は、一般開業医 1 万円。勤務医は 1 万円。一般会員歯科衛生士および一般会員歯科技工士の年会費は徴収しない。

(講演会費)

講演会費は、歯科医師 5000～8000 円、その他は 3000～5000 円とする。

(賛助会員の会費)

総会時もしくは講演会開催時に展示協賛費として一社あたり2～3 万円を徴収する。

#### **第 7 条** (退会)

会員は、役員会において別に定める退会届を会長に提出することにより、任意にいつでも退会することができる。前項の場合のほか、会員は次に掲げる事由により退会する。

- (1) 総正会員の同意
- (2) 死亡又は失踪したとき
- (3) 会費の納入を期限までに履行しないとき(滞納期間 3 年)
- (4) 役員会にて除名されたとき

## ■ 第三章 総会および理事会

### 第8条 (総会成立)

総会はすべての一般会員で構成し、総会員の過半数でもって成立する。

### (総会招集)

1 総会は、別段の定めがある場合を除き、役員会の決議に基づき会長が招集する。また、直前の理事会において承認を得なければいけない。

2 総正会員の議決権の3分の1以上の正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって開会日の1か月前までに通知を発しなければならない。

### 第9条 (議事録)

1 総会の議事については、本会で定めるところにより、議事録を作成する。

2 前項の議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人1名が、記名押印又は署名する。

### 第10条 (理事の資格および構成)

理事会は、5名程度とし、すべての理事をもって構成する。

### 第11条 (権限)

会長は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び執行役員を選定並びに解職

### 第12条 (理事会の開催)

1、理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種とする。特に、総会前の通常理事会は総会の1か月以上前に開催しなければならない。なお、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。なお、通常理事会は毎月第3火曜日の20時から開催する。その後、インプラント適塾を開催することを原則とする。

2、臨時理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき。

(2)専務理事以外の理事又は監事から、会議の目的である事項及び招集の理由を示して招集の請求があったとき。

**第 13 条** (総会の議長)

総会の議長は、一般会員から選出する。事故等による支障があるときは、出席した理事の中から議長を選出する。

**第 14 条** (決議)

1 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。但し、監事がその提案について異議を述べたときは、この限りでない。

## ■ 第四章 役員

**第 15 条** (役員の設定)

本会に理事の中から、次の役員を置く。

- ・会長1名、副会長2名
- ・専務理事 1名
- ・会計1名 ・会計監査 1名 ・顧問若干名

**第 16 条** (役員任期)

1 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

## ■ 第五章 業務および学会業務

- 第 17 条** (業務)  
本会の業務は、毎年 4 月 1 日に始まり 3 月 31 日に終了する。
- 第 18 条** (学会業務)  
本会から、公益社団法人 日本口腔インプラント学会において代議員 1 名を石川県代表として推薦ができる。
- 第 19 条** (公社) 日本口腔インプラント学会代議員の業務  
本会所属の代議員は特別な理由がない限り公益社団法人 日本口腔インプラント学会に出席をしなくてはならない。

## ■ 第六章 学会執務費

- 第 20 条** (費用)  
公益社団法人 日本口腔インプラント学会代議員会に役員が出張した場合、支部開催(大阪府開催)は 2 万円、総会(東京都開催)は 4 万円を支給する。ただし、学会開催期間中に代議員会が開催された場合は無給とする。

## ■ 第七章 事業年度および変更

- 第 21 条** (事業年度)  
当会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。
- 第 22 条** (会則の変更)  
この会則は、理事会の承認および総会の決議によって変更することができる。

## ■ 補則

- 附則** (会則の改正および施行日)  
本会則は、令和 2 年 7 月 21 日に一部を改正し、同日より施行した。

## ■ その他

本会は、平成 26 年 4 月 1 日に設立した。